

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、児童扶養手当関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認すると併に、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和7年8月20日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当に関する事務は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき、児童扶養手当受給者の認定審査、児童扶養手当受給者・児童の管理等を行い、受給者に児童扶養手当の支給を実施するものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・受給者認定に係る資格の確認、審査・現況届の受付、審査・現況届、各種通知書の発送・児童扶養手当証書の交付・児童扶養手当の支給、管理・公金受取口座の利用を希望する受給者にかかる公金受取口座の確認
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 児童扶養手当システム2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー)3. 中間サーバー4. サービス検索・電子申請機能5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当ファイル、口座登録・連携ファイル、申請管理システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表56、135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 こども家庭センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大洲市役所 市民福祉部 こども家庭センター 郵便番号: 795-0064 住所: 愛媛県大洲市東大洲270番地1 電話番号: 0893-57-9919
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワード・指静脈認証により操作者を限定している

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I-1 ③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー	1. 児童扶養手当支援システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年6月28日	I-5 ②所属長の役職名	課長 篠原 雅人	課長	事後	
平成30年6月28日	II-1 評価対象の事務の対象人数 (何人か)	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成30年6月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	平成27年5月21日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	I-7 請求先	大洲市役所 総合政策部 情報管理課	大洲市役所 総務企画部 企画情報課	事後	
令和1年6月12日	II-1及び2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV-1~9	(記載なし)	(各項目追加)	事後	様式変更に伴い「IV リスク対策」を追加
令和2年6月29日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(略)	事後	
令和3年9月30日	I-7 請求先	大洲市役所 総務企画部 企画情報課 (略)	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 (略)	事後	
令和3年9月30日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	I-1 ②事務の概要	(略) 特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。 ・受給者認定に係る資格の確認、審査 ・現況届の受付、審査 ・現況届、各種通知書の発送 ・児童扶養手当証書の交付 ・児童扶養手当の支給、管理 ・児童扶養手当の支給、管理	(略) 特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。 ・受給者認定に係る資格の確認、審査 ・現況届の受付、審査 ・現況届、各種通知書の発送 ・児童扶養手当証書の交付 ・児童扶養手当の支給、管理 ・公金受取口座の利用を希望する受給者にかかる公金受取口座の確認	事前	
令和4年12月1日	I-2 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当ファイル	児童扶養手当ファイル、口座登録・連携ファイル	事前	
令和4年12月1日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の37の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の37及び101の項	事後	
令和4年12月1日	I-4 ②法令上の根拠	(略) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項	(略) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項及び121の項	事後	
令和4年12月1日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	I-1 ③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	1. 児童扶養手当システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年1月15日	I-2 特定個人ファイル名	児童扶養手当ファイル、口座登録・連携ファイル	児童扶養手当ファイル、口座登録・連携ファイル、申請管理システム	事後	
令和6年1月15日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の37及び101の項	番号法第9条第1項 別表56、135の項	事後	
令和7年8月20日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項及び121の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81、160の項	事後	
令和7年8月20日	I-5 ①部署	市民福祉部 子育て支援課	市民福祉部 こども家庭センター	事後	
令和7年8月20日	I-5 ②所属長の役職名	課長	所長	事後	
令和7年8月20日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月20日	IV-8 人手を介在させる作業	(記載なし)	[〇]人で介在させる作業はない	事後	
令和7年8月20日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(記載なし)	十分である	事後	
令和7年8月20日	IV-8 判断の根拠	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ住基ネット照会を行い、その記録を残している ・特定個人情報の記載がある文書は施錠できる保管場所に保管している 	事後	
令和7年8月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年8月20日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】	(記載なし)	十分である	事後	
令和7年8月20日	IV-11 判断の根拠	(記載なし)	内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワード・指静脈認証により操作者を限定している	事後	